

2017年7月20日

組合員様へご報告

「青森県消費生活センター移動消費生活講座」

組合員サービス課
澁谷 賢 司

2017年6月27日(火) 13:30より、アスパム6F「八甲田」におきまして、青森県消費生活センターより講師をお招きして、「移動消費生活講座」を開催いたしました。当日は、44名の組合員さんにご参加いただきました！

・ 知って得する食品表示 ・ 食生活向上の知識について

この2つのテーマを寸劇を交えて講演頂きました！！

開会の挨拶をする平野理事長



司会進行 組合員サービス課澁谷



講師の左から坂本さん 田中さん



皆さん真剣な表情で聴講されておりました！



生活に直結する講座内容ということで、参加者の皆さんは真剣な表情で聴講されておりました。講師にお招きした青森県消費生活センターの田中栄子さんと坂本久美子さんは、非常に分かりやすいお話と寸劇で、消費者が商品購入の際にパッケージだけにとらわれずに、食品表示をしっかりと見て購入する事が大切であるという事を重点に置き説明していただきました。

消費生活相談・教育啓発専門員 田中栄子さん



消費生活主任相談員 坂本久美子さん



非常に愉快的な寸劇で分かりやすく説明していただきました！

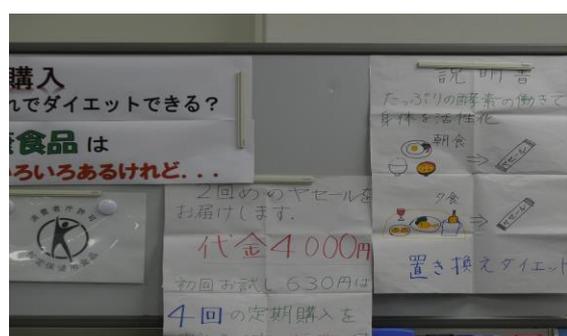


特に、インターネットでダイエット食品を購入した事例では、「これを飲めば痩せる！」という文字にだまされることなく冷静な判断が必要と述べておりました。結局、食事に置き換えて飲んでもお腹がすいて何かを食べ、結局痩せない・・・などのトラブルがあるようです。

また、支払いに関しても初回無料などの文言につられてつい購入してしまい、2回目以降高額な代金が発生するという事例もあるようです。

商品購入の際には、簡単な文言に騙されずに、消費者のしっかりとした判断が求められる時代になってきたようです。

商品購入の際は、しっかりと見極めを行いましょう！



消費者の皆様へ

機能が表示されている食品を購入する際は、キャッチコピーだけでなく、パッケージの表示をしっかり確認しましょう！

パッケージの内容をよく見て選びたいわ！

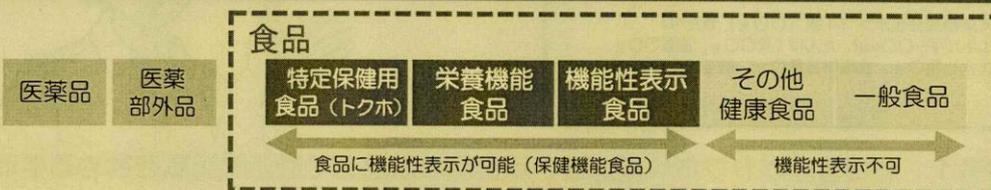


機能が表示されている食品のパッケージ上の主な記載内容

- ① 特定保健用食品、栄養機能食品又は機能性表示食品である旨
- ② 機能性の内容
- ③ 1日当たりの摂取目安量
- ④ 摂取する上での注意事項

こちらに注目！

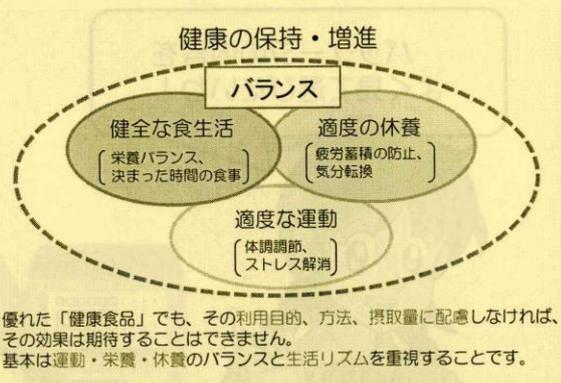
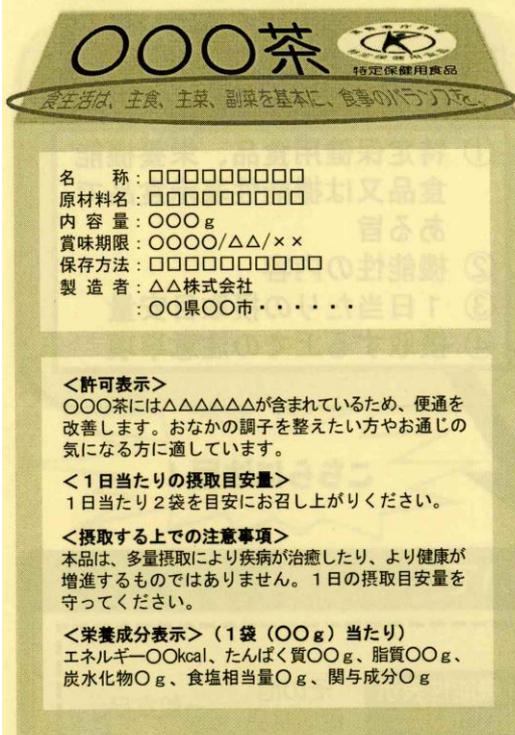
機能が表示されている食品について



	特定保健用食品	栄養機能食品	機能性表示食品
認証方式	国による個別許可	自己認証 (国への届出不要)	自己認証 (販売前に国への届出が必要)
対象成分	体の中で成分がどのように働いているか、という仕組みが明らかになっている成分	ビタミン13種類 ミネラル6種類 脂肪酸1種類	体の中で成分がどのように働いているか、という仕組みが明らかになっている成分(栄養成分を除く。)
可能な機能性表示	健康の維持、増進に役立つ、又は適する旨を表示(疾病リスクの低減に資する旨を含む。) 〔例：糖の吸収を穏やかにします。〕	栄養成分の機能の表示(国が定める定型文) 〔例：カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。〕	健康の維持、増進に役立つ、又は適する旨を表示(疾病リスクの低減に資する旨を除く。) 〔例：Aが含まれ、Bの機能があることが報告されています。〕
マーク		なし	なし

保健機能食品はバランスのとれた食生活とともに利用しましょう。

トクホ、機能性表示食品、栄養機能食品のパッケージには「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と書かれています。まずは、御自身の食生活を振り返ってみましょう。



参考1 消費者庁がトクホや機能性表示食品の広告上で最低限記載を勧める事項

	特定保健用食品	機能性表示食品
○消費者に誤認を与えないための項目	<ul style="list-style-type: none"> 特定保健用食品である旨の表示 許可マークと許可表示（省略する場合は誤認されることないように十分留意する。） 国（消費者庁）により個別に許可を受けた旨の表示 	<ul style="list-style-type: none"> 機能性表示食品である旨の表示 届出表示（省略する場合は誤認されることないように十分留意する。） 国（消費者庁）による評価を受けたものではない旨の表示
○正しく食品を利用するための項目	<ul style="list-style-type: none"> バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言の表示 治療薬でない旨の表示 	<ul style="list-style-type: none"> バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言の表示 疾病の診断、治癒、予防を目的としたものでない旨の表示

参考2 保健機能食品の表示等に関する情報提供

消費者庁では、保健機能食品の制度、許可・届出等に関する情報や健康食品に関する公的機関等の信頼できる情報提供サイト（健康や栄養に関する表示の制度について）を紹介しています。

○消費者庁ウェブサイト <http://www.caa.go.jp/foods/index4.html>

食品表示の違反が疑われる情報をお持ちでしたら、最寄りの都道府県（保健所を含む。）のほか、消費者庁まで御連絡ください。 担当：消費者庁表示対策課食品表示対策室 電話：03-3507-8800（代表）

消費者庁啓発広告より